

[健康福祉]基本計画施策表

章	節	項	細項目	担当課	ページ
健康福祉	地域福祉	地域福祉の充実	推進体制の整備	社会福祉課	56
			ボランティア活動への支援	社会福祉課	56
			福祉のネットワークづくり	社会福祉課	56
			福祉センターの整備	社会福祉課	56
			福祉教育の推進	社会福祉課	56
			福祉のまちづくり（バリアフリー）の推進	社会福祉課	56
			民間福祉団体の育成	社会福祉課	56
	児童福祉	児童福祉の充実	子育て支援の充実	子育て支援課	60
			児童厚生施設の整備	子育て支援課	60
			保育の充実	子育て支援課	60
			放課後児童クラブ（学童保育）の充実	子育て支援課	60
	高齢者福祉	高齢者福祉の充実	在宅福祉の充実	高齢者支援課	63
			施設福祉の充実	高齢者支援課	63
			生きがい対策の推進	高齢者支援課	63
	障害者福祉	障害者福祉の充実	相談支援体制の充実	障害福祉課	65
			地域生活支援の充実	障害福祉課	65
			社会参加の促進	障害福祉課	65
	生活福祉	ひとり親家庭福祉の充実	相談・援助の充実	子育て支援課	67
		低所得者福祉の推進	自立に向けた支援体制の充実	社会福祉課	68
	保健医療	健康づくりの推進	市民参加の健康づくり	健康管理課	69
			成人保健事業の充実	疾病予防対策の推進	健康管理課
		母子保健事業の充実	特定健康診査の推進	健康管理課	71
			感染症予防対策	健康管理課	71
			健診・健康相談・訪問指導の充実	健康管理課	74
			予防接種の充実	健康管理課	74
			子ども医療費の助成	健康管理課	74
			事後指導の充実	健康管理課	74
		医療体制の充実	公立長生病院の充実	健康管理課	77
			医師の確保	健康管理課	77
			救急医療体制の充実	健康管理課	77
			「かかりつけ医」の普及啓発	健康管理課	77
		社会保障	国民健康保険の安定的運営	医療費の適正化	国保年金課
	被保険者資格の適正化			国保年金課	80
	収納率の向上			国保年金課	80
	後期高齢者医療制度の適正な運営		制度の周知	国保年金課	83
			保険財政の健全運営	国保年金課	83
国民年金制度の啓発と適正管理	制度の周知		国保年金課	84	
介護保険制度の充実	介護保険制度の啓蒙・周知		高齢者支援課	86	
	地域支援事業の充実		高齢者支援課	86	
	サービス事業者の育成		高齢者支援課	86	

## 第 1 節 地域福祉

### 第 1 項 地域福祉の充実

#### 現況と課題

##### ■推進体制の整備

本格的な少子高齢化社会を迎え、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、福祉サービスの要望は多種多様化しています。

そのような状況の中で、充実した福祉サービスを提供するためには、関係機関や民間福祉団体等との連携を密にし、地域と一体となった体制を整備する必要があります。

##### ■ボランティア活動への支援

平成 21 年 4 月現在、ボランティア団体は 59 グループ、1,352 名が登録されています。

今後も、地域福祉活動を活性化するため、ボランティア団体や社会福祉協議会が設置する茂原市ボランティアセンター<sup>22</sup>への支援が必要です。

##### ■福祉のネットワークづくり

小学校区を単位とした小域福祉圏<sup>23</sup>に地区社会福祉協議会を設置し、各地区の特徴を生かした福祉活動を展開しています。

今後は、地域福祉・地域社会の在り方や「支え合い・助け合いネットワーク」の構築をはじめとする具体的な取り組みを話し合う場として、地区社会福祉協議会を中心に地域住民が主体となる小域福祉フォーラム<sup>24</sup>などを活用する機能が必要となります。

##### ■福祉センターの整備

本市における福祉センターは、6 か所設置されています。

それぞれ地域での福祉活動の拠点施設であり、計画的な改修と補修が必要となります。

##### ■福祉教育の推進

福祉人材の確保という観点からも、小中学校への福祉講座の開催や福祉用具の貸し出しなどを行い、訪問学習活動を通じて福祉教育を支援し、福祉意識を普及する必要があります。

##### ■福祉のまちづくり（バリアフリー<sup>25</sup>）の推進

すべての市民が安心して快適な生活を送るためには、あらゆる施設・道路など高齢者や障害のある方などが、利用しやすい施設整備（バリアフリー）をする必要があります。

##### ■民間福祉団体の育成

多種多様化する福祉ニーズに的確に対応するには、サービス主体となる民間の事業者や NPO の育成強化をする必要があります。

● ボランティア活動団体

各年4月1日現在

年	団体数	人数(人)	個人ボランティア(人)	合計(人)
18	57	1,045	24	1,069
19	56	996	26	1,022
20	61	1,320	26	1,346
21	59	1,313	39	1,352

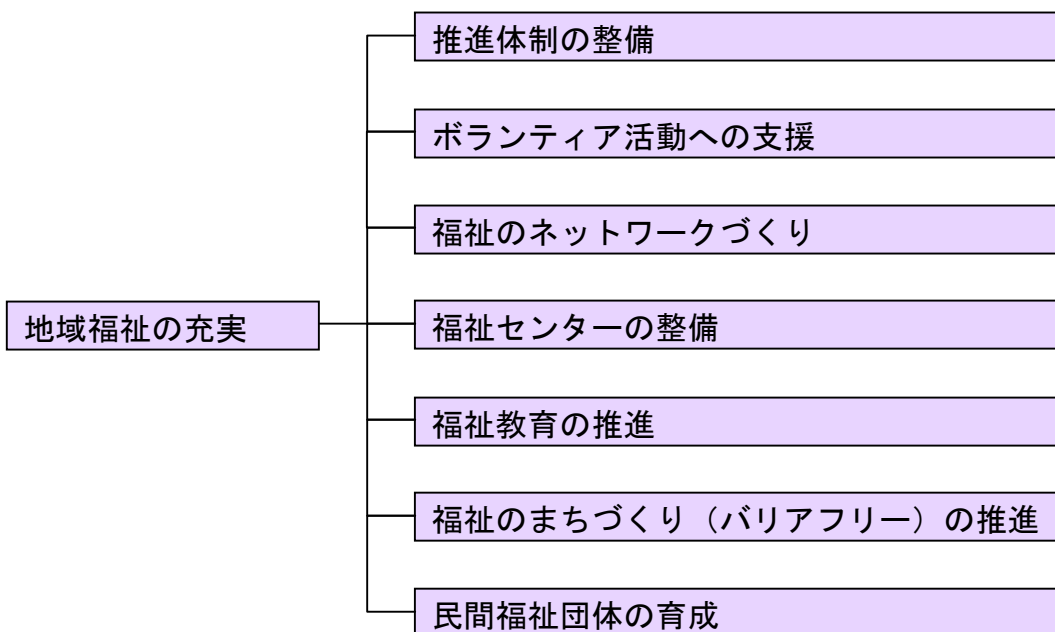
● ボランティア参加延べ人数

年度	参加者数(人)
18	10,961
19	10,284
20	16,476
21	13,248

**基本方針**

1. 少子高齢化と多様化する市民の福祉ニーズに対応するため、総合的な相談体制の確立と身近な相談機能の充実に努めます。
2. 市民各層のボランティア活動への参加促進及びボランティアセンターの機能の充実に努め、ボランティア活動の活性化に努めます。
3. 小域福祉圏における地域コミュニティ意識の醸成を図るため、地域全体で支え合う体制づくりに努めます。
4. 地域福祉の拠点施設としての役割を担う福祉センターを常に市民が利用しやすい状態に維持するため、施設整備に努めます。
5. すべての市民が、福祉への理解を深めるための学習の機会や福祉活動の場を提供します。また、高齢者や障害のある方との交流を支援し、福祉活動への参加者の拡大を図ります。
6. 高齢者や障害のある人をはじめとして、すべての人が安心して生活し、自由に行動し、平等に参加できるまちづくりを目指します。
7. 多種多様化する福祉ニーズに対応するため、社会福祉協議会など民間福祉団体の支援に努めます。

◆ 施策体系



事業計画

■ 推進体制の整備

地域住民の自主的、自発的な参加によるふれあいいきいきサロン事業<sup>26</sup>やボランティア活動促進事業などの地域コミュニティ推進支援事業の充実のため、社会福祉協議会の基盤整備を支援し、活動の活性化を図ります。また、関係機関や民間福祉団体等が、定期的な連絡会や研修会を実施しながら連携を強化し、地域福祉の推進体制の整備を図ります。

■ ボランティア活動への支援

ボランティアセンターの機能の充実と、ボランティア活動への情報提供や支援を図ります。

■ 福祉のネットワークづくり

地域コミュニティ推進支援事業を充実し、それぞれの地区に応じた福祉活動をより一層推進します。また、地域福祉・

地域社会の在り方や「支え合い・助け合いネットワーク」の構築をはじめとする具体的取り組みを話し合う場として、地域住民が主体となる小域福祉フォーラムの設置を推進します。

■ 福祉センターの整備

地域福祉の拠点施設である福祉センターの、計画的な改修と補修を行い、適正な施設の維持補修に努めます。

■ 福祉教育の推進

小中学校への福祉講座の開催や福祉用具の貸し出しなどを行い、訪問学習活動を通じて福祉教育を支援し、福祉意識の普及に努めます。

## ■福祉のまちづくり（バリアフリー）の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）等に基づき、公共施設等のユニバーサルデザイン<sup>27</sup>化の促進を図ります。

## ■民間福祉団体の育成

多種多様化する市民の福祉ニーズに対応するため、NPO やボランティア団体との交流を図り、社会福祉協議会などの民間福祉団体の育成強化を支援します。

### 主要事業

- ・ 社会福祉協議会補助
- ・ ボランティアセンターの機能の充実
- ・ 小域福祉フォーラムの設置推進

## 第 2 節 児童福祉

### 第 1 項 児童福祉の充実

#### 現況と課題

近年の少子高齢化・人口減少は社会全体に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

こうした中、本市においても次世代育成支援対策推進法に基づき、地域行動計画を策定し、保育サービスの充実や働き方の見直し、仕事と家庭・育児の両立支援、経済的負担の軽減など、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための子育て支援施策や児童の健全育成を推進していくことが重要となっています。

#### ■子育て支援の充実

核家族化や女性の社会進出が進む中、子育て支援施策のニーズは増大し多様化しています。また、家庭や地域の子育て機能の低下により、子育てに関する負担感や不安感も増大しています。

今後は、総合的な子育て支援施策の充実を図り、子育て家庭が安心して子育てできる環境整備を図る必要があります。

#### ■児童厚生施設の整備

現在、市内には 72 か所の児童遊園があります。これらの児童遊園を定期的に巡回し、遊具の修繕や交換等維持管理に努めていますが、利用者の少ない児童遊園も多く見受けられることから、今後は地域の状況を勘案しながら整理統合を図る必要があります。

児童センターは、総合市民センター、五郷福祉センター、豊田福祉センター、

二宮福祉センター、東郷福祉センターの 5 か所に併設されています。平成 20 年度の年間利用者数は 123,567 人で、児童福祉の拠点施設であり、計画的な改修と補修が必要となります。

#### ■保育の充実

現在、市内には 12 か所（市立保育所 10 か所、私立保育園 2 か所）の認可保育所が設置されており、入所児童数は、平成 22 年 4 月で 1,410 人となっています。

保護者の就労形態の多様化に対応するため、全認可保育所で延長保育、乳児保育、障害児保育を実施しており、地域子育て支援センター、一時保育を私立保育園 2 か所で実施しています。

近年、乳児の入所希望が増加しており、また、途中入所希望も多いことから、保育士の再配置を含めて保育の充実を図る必要があります。

#### ■放課後児童クラブ（学童保育）の充実

現在、市内には 16 か所（公設民営 5 か所、民設民営 11 か所）の放課後児童クラブがあります。利用希望者は年々増加傾向にあります。殆どのクラブが定員に達しており、今後も共働き世帯の増加や 4 年生以上の高学年や夏休みのみの利用希望者も増加が予想されることから、教育委員会と連携し総合的な対応を検討していく必要があります。

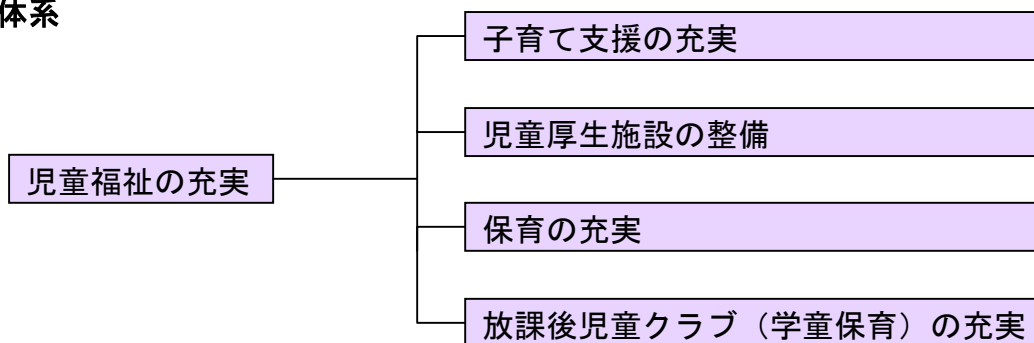
●保育所の推移

										各年4月1日現在	
年	区分	保育所数			定員(人)			入所児童数(人)			(B)/(A) (%)
		市立	私立	計	市立	私立	(A) 計	市立	私立	(B) 計	
18		10	2	12	1,200	424	1,624	981	476	1,457	89.7
19		10	2	12	1,200	424	1,624	973	470	1,443	88.9
20		10	2	12	1,200	424	1,624	922	456	1,378	84.9
21		10	2	12	1,200	424	1,624	914	455	1,369	84.3
22		10	2	12	1,200	424	1,624	966	444	1,410	86.8

基本方針

1. 子育ての第一義的責任を有するのは親であり、子育ては男女が協力して行うべきものであることを基本として、子どもは次代を担う存在であることから、子どもが社会の一員として尊重され、社会全体で子育てを支援し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりの推進に努めます。
2. 遊びは、子どもの創造性や、社会性、感性を育てるものであるため、児童厚生施設的环境整備や事業の充実を図ります。
3. 子どもが健やかに生まれ育つため、また安心して子どもを預けることが出来るよう、保育環境の整備等を図ります。
4. 共働き世帯が増加していることから、放課後児童クラブに対するニーズは高まっています。今後は、教育委員会が主導する「放課後子どもプラン」に基づき、放課後児童クラブの充実に努めます。

◆施策体系



## 事業計画

### ■子育て支援の充実

子育て支援課を中心に、子育て相談体制の整備や各種手当の支給など総合的な子育て支援施策の充実とその情報提供に努めます。

### ■児童厚生施設の整備

児童に安全で快適な遊び場を与えるため、児童遊園の整備を行います。また、地域の子育て支援の拠点として児童センターの充実を図ります。

### ■保育の充実

保育環境を整備して、保育内容の充実（認定こども園の検討）を図ります。

### ■放課後児童クラブ（学童保育）の充実

待機児童が生じないように、開設場所を確保し内容の充実を図ります。

## 主要事業

- ・ 児童遊園の整備
- ・ 保育所の改築
- ・ 放課後児童クラブの施設整備
- ・ 相談体制の充実



## 第3節 高齢者福祉

### 第1項 高齢者福祉の充実

#### 現況と課題

##### ■在宅福祉の充実

本市では平成22年4月1日現在で、65歳以上の方が21,991人で総人口の23.5%を占めています。そのうち約4,000人が単身高齢世帯です。平成32年には、30%以上の方が65歳以上という超高齢社会<sup>28</sup>を迎えようとしています。

平成19年度に設置された地域包括支援センター<sup>29</sup>では、生活機能の低下がみられる高齢者を対象に、できるだけ自立し、自分らしく生きるための支援を行っています。介護保険制度との調整を図りながら、在宅福祉サービスの充実を図る必要があります。

##### ■施設福祉の充実

平成21年4月現在、本市には特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）6施設、介護老人保健施設2施設が設置され、

他にもグループホーム<sup>30</sup>、ケアハウス<sup>31</sup>、養護老人ホーム、有料老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅<sup>32</sup>が設置されています。今後も、本市の介護保険事業計画に基づき、施設整備を図っていく必要があります。

##### ■生きがい対策の推進

平成21年4月現在、市内には地区ごとに結成された69の長寿クラブがあり、奉仕作業、募金活動、芸能大会、スポーツ大会など活発に活動しています。

また、シルバー人材センターでは、それぞれ豊かな経験を生かした仕事に従事しています。

これら高齢者の方の健康を保持し、その意欲と能力に応じた社会参加の場を設け、生きがいを感じて生活ができるような機会を作っていく必要があります。

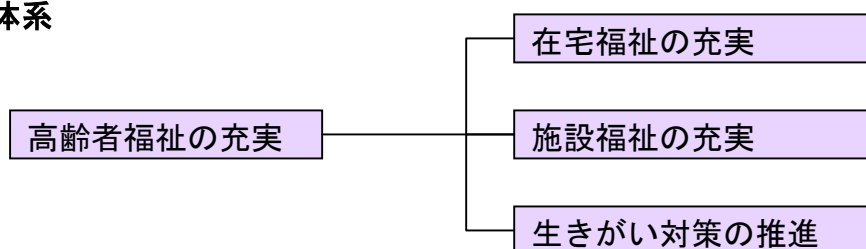
#### ●高齢者人口の推移

		各年4月1日現在		
年	区分	総人口 (人)	高齢者人口 (人)	総人口比 (%)
18		94,243	18,933	20.1
19		94,258	19,828	21.0
20		94,230	20,552	21.8
21		94,001	21,342	22.7
22		93,554	21,991	23.5

## 基本方針

1. 高齢者が要介護・要支援状態となることを予防し、住み慣れた地域・環境で、自分らしく生活を続けられるよう、在宅福祉サービスの推進を図ります。
2. 介護保険事業計画に沿った施設整備の推進を図ります。
3. 長寿をすべての市民が喜び、高齢者の方が健康で長生きできるような生きがい対策を図ります。

## ◆施策体系



## 事業計画

### ■在宅福祉の充実

地域包括支援センターを中心に、介護予防に重点をおき、高齢者が住み慣れた地域・環境で、できるだけ自立した生活が送れるように、各種のサービスを提供します。

### ■施設福祉の充実

介護保険事業計画に基づいた、施設整備の促進を図ります。

### ■生きがい対策の推進

高齢者が生きがいをもって生活できるよう、元気高齢者を市民全体で称えるとともに、長寿クラブや生涯大学校、豊かな経験を生かせるシルバー人材センターの育成等を推進します。

また、高齢者が地域の一員として生きがいをもって暮らせるよう、地域の方々とのふれあい場づくりに努めます。

## 主要事業

- ・ 単身高齢世帯見守り事業
- ・ 認知症高齢者対策事業

## 第4節 障害者福祉

### 第1項 障害者福祉の充実

#### 現況と課題

国では、障害のある人の自立と社会参加を促進するために、平成15年度に措置制度から契約による支援費制度へと施策の転換が図られました。さらに、平成18年度には身体・知的・精神障害という障害の種別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるようサービスの仕組みを一元化した障害者自立支援法が施行され、障害のある人が可能な限り地域の中で暮らせるよう変化してきました。

本市における障害者手帳を取得する人は年々増加傾向にあり、平成21年4月現在で総人口の4.81%を占めています。平成32年には手帳所持者数が6%を超えることが見込まれます。こうした中、障害のある人の日中活動を支援し在宅サービスの充実に努めています。

#### ■相談支援体制の充実

障害のある人の地域生活を支えるには、ニーズを把握し、適切な支援へとつなぐ相談支援が重要となります。障害の

ある人が地域の中で安心して暮らしていくために、障害福祉サービスの提供とともに支援を必要とする人へ過不足なくサービスを提供するための相談支援体制の充実に努める必要があります。

#### ■地域生活支援の充実

多くの障害のある人は住み慣れた地域での生活を望んでいるため、障害の特性やニーズに応じた住まいの場の確保や日常生活支援のためのサービスなどを提供し、地域での自立した生活を支援していく必要があります。

#### ■社会参加の促進

障害のある人が地域の中で自立した生活を送り、社会参加をしたいという意欲は高まっております。また、働くことを通じて経済的基盤を得るとともに自分らしく生活できるよう働く意欲のある人の働く場が少ないことも現実です。障害のある人に対する社会参加の機会と関係機関などが協力した就労支援が必要です。

#### ●心身障害者（児）の推移

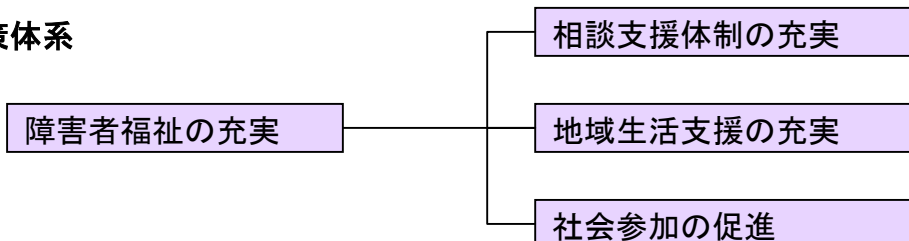
各年3月31日現在

年	身体障害(手帳交付)			知的障害(手帳交付)			精神障害(手帳交付)			合計		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
18	62	3,406	3,468	166	262	428	1	211	212	229	3,879	4,108
19	65	3,524	3,589	160	288	448	1	254	255	226	4,066	4,292
20	64	3,582	3,646	165	303	468	1	274	275	230	4,159	4,389
21	69	3,680	3,749	176	318	494	1	279	280	246	4,277	4,523
22	67	3,795	3,862	182	332	514	1	292	293	250	4,419	4,669

## 基本方針

1. 障害のある人が主体的に生活できるよう当事者やその家族が生活全般にわたり様々な相談ができるよう支援します。
2. 保健、医療、福祉の連携強化により障害福祉サービスの質・量の充実を図るとともに自立の促進を図ります。
3. 職業安定所等との連携を密にし、就労支援の促進を図るとともに福祉的就労の場の確保等に努め、社会参加の促進を図ります。

### ◆ 施策体系



## 事業計画

### ■ 相談支援体制の充実

障害のある人やその家族が抱える様々な問題について、生活を支援する上で求めている相談内容の把握に努めます。また、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に必要な支援を行うとともに相談支援体制の充実を図ります。

### ■ 地域生活支援の充実

障害のある人が住みなれた地域で自立した生活を送れるよう、介護給付や訓練等給付などの障害福祉サービスや移動支援、日常生活用具の給付やコミュニケー

ション支援などの地域生活支援事業の充実を図ります。また、日常生活の負担を軽減するため、補装具の支給、医療費の助成などの支援に努めます。

### ■ 社会参加の促進

障害のある人が地域や社会での活動などに参加できるよう支援します。

個々の適正や能力に応じた雇用や就労の可能性を広げるため、雇用関係機関等の連携を密にし、地域の事業者などの協力を仰ぎながら就労支援を推進するとともに、一般就労が困難な人に対しては福祉的就労の場の確保を図ります。

## 主要事業

- ・ 自立支援給付
- ・ 地域生活支援事業
- ・ 補装具給付事業
- ・ 重度心身障害者(児)医療費助成事業

## 第5節 生活福祉

### 第1項 ひとり親家庭福祉の充実

#### 現況と課題

##### ■相談・援助の充実

核家族化の進行等による家族形態の変化や価値観の多様化等によりひとり親家庭が増えています。これらの家庭では、

経済的不安や育児、家事等精神的な不安を多く抱えており、経済的な自立を図るための各種手当、貸付制度の活用及び相談に応じ適切な助言を行い支援していく必要があります。

##### ●母子世帯等の推移

各年4月1日現在

年	18	19	20	21	22
世帯数	764	776	795	805	830

#### 基本方針

ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、各種手当、貸付制度の活用や相談

の充実に努めます。

#### ◆施策体系

ひとり親家庭福祉の充実

相談・援助の充実

#### 事業計画

##### ■相談・援助の充実

1. 母子自立支援員、家庭児童相談員を中心に、民生委員児童委員や主任児童委員などと連携を図りながら相談業務の充実に努めます。

2. 児童扶養手当、医療費等の助成金、自立支援教育訓練給付金の支給や貸付制度の充実に努めます。

#### 主要事業

・相談援助の充実

・貸付業務

## 第2項 低所得者福祉の推進

### 現況と課題

#### ■自立に向けた支援体制の充実

本市における低所得者福祉については、生活保護の適正な運営を図るため民生委員児童委員と連携を取りながら、個別の実態を十分に把握しその困窮の程度に応じた保護の決定、処遇に努めているところです。

生活保護の動向を見ると平成22年4

月1日現在で被保護世帯514世帯、被保護人員641人であり、ここ数年増加傾向にあります。

その内訳は、高齢者世帯が53.9%と最も多く、次いで、傷病者世帯25.1%、障害者世帯10.9%、母子世帯4.1%、その他の世帯6.0%となっており、今後も引き続き保護世帯への自立に向けての指導が必要です。

#### ●生活保護状況の推移

		各年4月1日現在								
年	区分	被保護		保護率(%)	被保護者扶助別人員(人)					
		世帯数	人員(人)	人口千人に対し	生活扶助	住宅	教育	医療	その他	計
18		413	539	5.72	458	398	37	496	91	1,480
19		429	560	5.94	481	413	37	530	87	1,548
20		449	570	6.05	472	405	32	473	94	1,476
21		488	621	6.61	523	455	42	523	101	1,644
22		514	641	6.85	552	480	36	544	116	1,728

#### ●生活保護の開始原因

平成22年4月1日現在

区分	傷病	障害	高齢	母子	その他	計
種別						
件数	129	56	277	21	31	514
構成比(%)	25.1	10.9	53.9	4.1	6.0	100.0

### 基本方針

生活保護の適正な運営を図るため、組織的な対応や保護の受給要件の的確な把握、きめ細かな処遇の確保及び制度の円滑な推進に努めます。

握、きめ細かな処遇の確保及び制度の円滑な推進に努めます。

#### ◆施策体系

低所得者福祉の推進

自立に向けた支援体制の充実

### 事業計画

#### ■自立に向けた支援体制の充実

民生委員児童委員協議会など関係機関と

の連携を図り、低所得者個別の実態を的確に把握し、地域社会の一員として生活できるよう援助します。

## 第6節 保健医療

### 第1項 健康づくりの推進

#### 現況と課題

##### ■市民参加の健康づくり

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という認識に立ち、生涯を通じた健康づくりを定着させるために、平成元年に健康都市宣言を行い、市民の健康づくりを推進しています。

市民の健康に対する捉え方も多様化していくものと考えられるため、気軽に参加できるような、市民と行政の交流の場を提供していく必要があります。

本市では、市民を対象に保健委員会や食生活改善協議会と協力して健康教室等を開催し、生活習慣病予防を中心に健康教育を実施しています。

今後は、知識の普及だけでなく、運動習慣を定着させるための啓発活動などを推進するとともに、ライフステージに合わせた健康教育のあり方を考えていく必要があります。

#### 基本方針

心身ともに健康で豊かな潤いのある生活を営むことは、すべての市民の願いです。健康づくりは、市民一人ひとりの自覚と認識が重要であり、「自分の健康は

自分で守る」ことを基本とし、市民ぐるみの健康づくり運動として、生活習慣病の予防についての健康教育等の充実を図ります。

#### ◆施策体系

健康づくりの推進

市民参加の健康づくり

#### 事業計画

##### ■市民参加の健康づくり

1. 市民参加ができるような統一テーマにより、保健委員会や食生活改善協議会等、関連団体の協力を得ながら健康教室等を開催し、健康相談及び運動習慣や休養、心の健康づくりも取り入れた健康教育、バランスのと

れた食生活の推進を行い、さらに多様化する市民の健康ニーズに対応しながら健康教育の充実を図ります。

2. 健康づくりを効果的に推進するため、保健センターを活動拠点として、健康に関する様々な相談体制の充実を図ります。

## 主要事業

- ・ 地区組織活動の推進
- ・ 健康教育
- ・ 相談事業



## 第2項 成人保健事業の充実

### 現況と課題

#### ■疾病予防対策の推進

市民一人ひとりの疾病の早期発見や早期治療のため、各種がん検診、結核検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診などを実施し、健康管理に対する意識の向上に努めています。

また、受診結果に基づき、保健師・栄養士・歯科衛生士によるライフスタイルに合わせた生活習慣病予防等の個別、集団指導及び栄養・歯科相談を行います。

#### ■特定健康診査の推進

平成19年度まで40歳以上の市民を対象に基本健康診査を実施していましたが、平成20年4月から40～74歳の方には、医療保険者（国民健康保険等）が加入者に特定健康診査・特定保健指導とし

て実施し、75歳以上の方には、千葉県後期高齢者医療広域連合が健康診査を実施しています。

#### ■感染症予防対策

感染症の発生とまん延を防止するため、広報紙等を利用した感染症に関する情報提供、普及啓発等を行うとともに、予防接種法に基づく定期予防接種を実施しています。

また、新型インフルエンザ対策など、感染症予防対策のさらなる強化が求められております。

平時から感染症予防についての正しい知識の普及に努め、市民一人ひとりが感染症の予防と流行への備えを行うよう促す必要があります。

### ●健康診断及び健康診査の実施状況

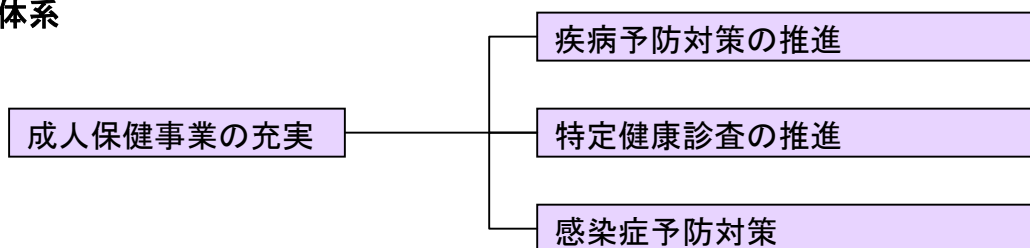
		(単位:人・%)							
年度	区分	一般住民健康診断(結核検診)				基本健康診査(20年度より特定健康診査)			
		対象者	受診者	受診率	精密検査	対象者	受診者	受診率	精密検査
17		19,220	7,480	38.9%	33	19,220	7,942	41.3%	3,594
18		19,389	4,707	24.3%	16	19,389	5,036	26.0%	3,117
19		19,566	4,478	22.9%	24	19,566	4,760	24.3%	2,977
20		19,699	4,671	23.7%	44	19,699	5,286	26.8%	2,973
21		25,493	4,256	16.7%	20	20,042	5,969	29.8%	3,348
年度	区分	前立腺がん検診				胃がん検診			
		対象者	受診者	受診率	精密検査	対象者	受診者	受診率	精密検査
17		19,065	1,934	10.1%	90	24,757	4,262	17.2%	352
18		19,342	1,302	6.7%	51	24,975	3,956	15.8%	403
19		19,642	1,264	6.4%	71	25,203	3,755	14.9%	334
20		19,586	1,519	7.8%	81	25,235	3,621	14.3%	342
21		19,781	1,649	8.3%	83	25,493	3,688	14.5%	365
年度	区分	大腸がん検診		肺がん(喀痰)検診		子宮がん検診			
		受診者	精密検査	受診者	精密検査	対象者	受診者	受診率	精密検査
17		5,251	512	553	1	23,100	4,735	20.5%	29
18		4,939	308	373	1	23,124	2,156	9.3%	14
19		4,873	384	296	1	23,221	2,351	10.1%	14
20		4,789	397	507	0	23,215	2,335	10.1%	19
21		4,903	426	550	0	23,219	2,807	12.1%	36

区分 年度	乳がん検診		骨粗しょう症予防検診	
	受診者	精密検査	受診者	精密検査
17	4,917	239	517	43
18	5,000	253	236	75
19	5,463	280	287	103
20	5,559	219	197	61
21	6,133	225	254	115

## 基本方針

1. 各種検（健）診の充実を図り、疾病の早期発見、早期治療、さらに効果的な疾病予防を図ります。また、検診の結果、事後指導の必要な方に対しては、積極的に医療受診を促し、早期治療に結びつけていくとともに、保健指導を実施し、健康の増進を図ります。
2. 感染症についての正しい知識、発生状況等について、広報紙、ホームページ等を活用し、情報の提供を行うとともに、相談の窓口となります。
3. 新型インフルエンザ等の感染症の流行に備え、必要な医薬品の確保及び備蓄に努めます。
4. 感染症の発生予防やまん延防止のため、医師会等に協力を求め、迅速かつ的確な対策を講じるよう努めます。

## ◆ 施策体系



## 事業計画

### ■疾病予防対策の推進

#### ■特定健康診査の推進

1. 各種広報の活用や個別の通知等による各種検（健）診の周知徹底や、保健活動、地区組織等を通しての受診勧奨を推進します。
2. 継続的な検（健）診や受診の習慣化により、がん等の死亡率の低下を図るとともに受診率の向上に努めます。受診率の向上のため、受診者の利便性に配慮し受診機会の拡大を図る必要があることから、休日健診の実施あるいは、医療機関における個別検（健）診の導入などを図ります。
3. 個人の検（健）診データ等を正しく把握し、生活習慣病を予防して、健康の増進を図るため、きめ細かい事後指導を実施します。

### ■感染症予防対策

1. 感染症についての正しい知識、発生状況等について、広報紙、ホームページ等を活用し情報の提供を推進します。
2. 新型インフルエンザ等の感染症の流行に備え、必要な消毒液やマスク等の確保及び備蓄に努めます。
3. 感染症の発生予防やまん延防止のため、医師会等に協力を求め、迅速かつ的確な対策を講じるよう努めます。

## 主要事業

- ・ 各種がん検診等の推進
- ・ 特定健康診査・特定保健指導の推進
- ・ 感染症予防対策

## 第3項 母子保健事業の充実

### 現況と課題

#### ■健診・健康相談・訪問指導の充実

今後も進む少子化や核家族化を考えると、健全な母性を育み乳幼児を健康に育てる支援策が重要になっています。

健全な子どもを生ま育てるため、疾病の早期発見、予防、正しい保育の方法などを重点に、妊娠中から就学前までを対象にした健診等を実施しています。

心身障害の早期発見、予防の面から見ると、乳幼児期の健康管理が重要であり、多くの対象者に受診するよう指導するとともに、健診等を充実していく必要があります。

#### ■予防接種の充実

予防接種は、感染症の流行を阻止するとともに、市民一人ひとりの健康を守るための重要な要素です。

子どもの健康維持のため、進んで予防接種を受けるような意識の高揚を図ることにより接種率の向上に努め、今後は個別接種の推進のため医師会等と協議していく必要があります。

#### ■子ども医療費の助成

子どもの保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減を図ることにより子育てを支援するため、千葉県こども医療費助成事業に基づき、子どもの疾病にかかる医療費について助成を行っています。

#### ■事後指導の充実

各健診等の経過観察者に対して、生活環境や個人、家族の状況に合わせた発達、保育、栄養等の指導を実施するとともに、治療が必要な人への早期受診勧奨を行っています。また、社会環境の変化に伴い核家族化も進んでおり、周囲に悩みを打ち明ける相談相手が少なく、健全な心身両面のバランスのとれた発育が阻害される傾向も見られます。

さらに健診体制の充実に努め、関係機関との連携を図り、ふれあいの場や、情報交換の場を提供する必要があります。

#### ●予防接種の推移

(単位:人、%)

区分 年度	定 期								
	BCG			三種混合			二種混合		
	対象者	実施人員	率	対象者	実施人員	率	対象者	実施人員	率
17	665	633	95.2	3,322	3,151	94.9	936	906	96.8
18	684	655	95.8	3,038	2,795	92.0	896	882	98.4
19	710	702	98.9	3,033	2,824	93.1	1,006	963	95.7
20	730	711	97.4	2,851	2,796	98.1	822	805	97.9
21	679	669	98.5	2,771	2,628	94.8	836	716	85.6

区分 年度	定 期								
	急性灰白髄炎(ポリオ)			風しん			麻疹		
	対象者	実施人員	率	対象者	実施人員	率	対象者	実施人員	率
17	1,655	1,535	92.8	1,226	1,164	94.9	884	857	97.0
18	1,381	1,331	96.4	1,593	1,262	79.2	1,593	1,205	75.6
19	1,495	1,395	93.3	1,496	1,281	85.6	1,496	1,278	85.4
20	1,463	1,388	94.9	3,361	2,968	88.3	3,361	2,968	88.3
21	1,396	1,348	96.6	3,261	2,801	85.9	3,261	2,799	85.8

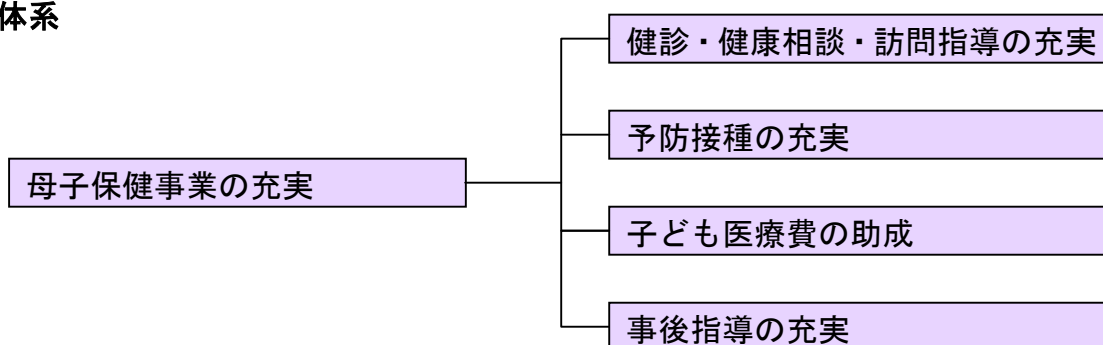
  

区分 年度	定 期			乳児、1歳6か月児及び3歳児健康診査					
	日本脳炎			乳児相談	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査			
	対象者	実施人員	率						
17	3,023	1,468	48.6	1,264	705	733			
18	1,020	409	40.1	1,200	686	678			
19	4,240	621	14.7	1,270	611	707			
20	6,161	1,246	20.2	1,270	677	663			
21	5,107	1,666	32.6	1,262	670	618			

### 基本方針

- 母子保健事業をより充実、強化するとともに、きめ細かな母子保健サービスを提供します。
- 予防接種については、全員が受けることを基本に強化を図ります。
- 子どもの医療に要する費用の全部または一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減をはかります。
- 健全な母子関係の形成と基本的生活習慣の確立を図り、また疾病及び異常を早期発見し、乳幼児の健康の保持増進を図ります。

### ◆ 施策体系



## 事業計画

### ■健診・健康相談・訪問指導の充実

1. 乳児期においては、発達でチェックポイントになる月齢を対象に医師、保健師等の専門職における心身の発達及び離乳食指導等の総合的な健診・相談の充実を図ります。
2. 保健師、栄養士、歯科衛生士等の資質の向上を図り、よりきめ細かな指導体制を整えます。

### ■予防接種の充実

接種率の向上のため、予防接種の必要性を啓発するとともに、医療機関と連携し予防接種体制の充実を図ります。

### ■子ども医療費の助成

千葉県こども医療費助成事業に基づき、子どもの疾病にかかる医療費について助成を行います。

### ■事後指導の充実

1. 妊産婦指導から乳児相談、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診までの母子保健情報を一貫して管理できる健康管理システムを活用し、継続指導の必要な乳幼児に対しては、関係機関と連携を取りながら支援していきます。
2. 保健センターでの電話相談や窓口相談を気軽に利用できるように努めます。
3. 乳幼児健診の事後として、親子の接し方や子どもの発達への働きかけのため、集団・個別指導を実施します。

## 主要事業

- ・健診・健康相談
- ・マタニティ教室
- ・新生児、乳児及び妊産婦訪問指導の推進
- ・予防接種
- ・子ども医療費の助成

## 第4項 医療体制の充実

### 現況と課題

#### ■公立長生病院の充実

公立長生病院は、一般病床数 180 床、15 診療科を標榜する山武長生夷隅保健医療圏の中核病院です。平成 5 年には千葉県救急基幹センター<sup>33</sup>に指定され、地域の二次救急<sup>34</sup>医療を担っています。

山武長生夷隅保健医療圏の夷隅地域では新しくいすみ医療センターが開院し、地域医療の充実が図られています。また山武地域では 1 市 1 町による医療センター計画が進んでいます。

一方長生地域では、中核病院である公立長生病院の施設の老朽化に伴い、耐震面での対策が急務となっています。

このようなことから、施設設備の総合的な整備を図り、地域の中核病院としての機能の充実を図っていく必要があります。

#### ■医師の確保

新医師臨床研修制度<sup>35</sup>の導入以来、大都市や大病院に医師が集中し、中小規模病院や地方の病院では医師不足が深刻な問題となっています。

良質で安全安心な医療を継続的に提供していくためには、医師の確保を最優先に取り組む必要があります。

#### ■救急医療体制の充実

救急医療体制については、初期、二次、三次の 3 段階の救急医療体制があります。初期救急<sup>36</sup>医療体制としては、長生郡市広域市町村圏組合が夜間急病診療所を開設し、午後 8 時から午後 11 時まで内科、小児科の初期医療を行っています。

また、二次救急医療体制としては茂原市長生郡医師会の協力を得て、5 医療機関の輪番制により、午後 8 時から午前 6 時まで内科・外科の診療を行っています。

さらに、本市を含む山武長生夷隅保健医療圏には重篤救急患者に対応できる三次救急<sup>37</sup>医療体制としての救命救急施設が設置されていないことから、救急医療機関相互の連携や二次保健医療圏を越えた広域的な救急医療体制の確立など、運営体制の充実を図る必要があります。

#### ■「かかりつけ医」の普及啓発

近年、初期医療に対する通院患者の病院志向が強まり、病院への外来患者が増加し診療時間が長びくとともに、入院診療に支障を来しています。

このため、住民に対する「かかりつけ医」の普及啓発と診療機能に関する情報の提供を行い、病院と診療所の機能と役割分担を明確にしていく必要があります。

●医療施設及び病床数

平成22年4月1日現在

病院		診療所		歯科診療所	助産所	薬局・薬店
数	病床数	数	病床数			
8	1,121	67	79	56	0	71

●医療関係従事者数

平成20年12月31日現在 (単位:人)

医師	歯科医師	薬剤師	看護婦(士)		保健師	助産師
			看護師	准看護師		
120	71	178	349	364	41	18

●長生郡市夜間急病診療所利用状況の推移

(単位:人・%)

区分 年度	総数	茂原市		郡内その他		総数のうち診療科目別患者数							
		構成比	構成比	構成比	構成比	内科	構成比	外科	構成比	小児科	構成比	その他	構成比
17	3,318	1,992	60.0	1,326	40.0	1,630	49.1	66	2.0	1,043	31.4	579	17.5
18	3,477	1,927	55.4	1,550	44.6	1,689	48.6	199	5.7	1,072	30.8	517	14.9
19	3,266	1,747	53.5	1,519	46.5	1,531	46.9	103	3.2	1,138	34.8	494	15.1
20	3,268	1,834	56.1	1,434	43.9	1,577	48.3	85	2.6	1,219	37.3	387	11.8
21	4,106	2,221	54.1	1,885	45.9	1,972	48.0	44	1.1	1,721	41.9	369	9.0

●主要死因別死亡者状況の推移

(単位:人・%)

区分 年	脳血管疾患		がん		心疾患		老衰		高血圧疾患	
	人員	構成	人員	構成	人員	構成	人員	構成	人員	構成
17	99	12.7%	240	30.9%	147	18.9%	31	4.0%	5	0.6%
18	111	15.2%	197	27.0%	156	21.4%	14	1.9%	15	2.1%
19	109	12.2%	256	28.6%	161	18.0%	26	2.9%	15	1.7%
20	107	12.5%	241	28.1%	176	20.5%	24	2.8%	15	1.8%
21	90	10.4%	259	30.0%	186	21.6%	27	3.1%	13	1.5%

区分 年	肺炎及び気管支炎		糖尿病		肝疾患		不慮の事故		その他※	
	人員	構成	人員	構成	人員	構成	人員	構成	人員	構成
17	84	10.8%	13	1.7%	6	0.8%	24	3.1%	128	16.5%
18	59	8.1%	8	1.1%	6	0.8%	27	3.7%	136	18.7%
19	76	8.5%	21	2.3%	14	1.6%	27	3.0%	189	21.1%
20	81	9.5%	15	1.8%	12	1.4%	20	2.3%	166	19.4%
21	78	9.1%	14	1.6%	5	0.6%	26	3.0%	165	19.1%

※その他は腎尿器系、感染症、呼吸器系等を含む

基本方針

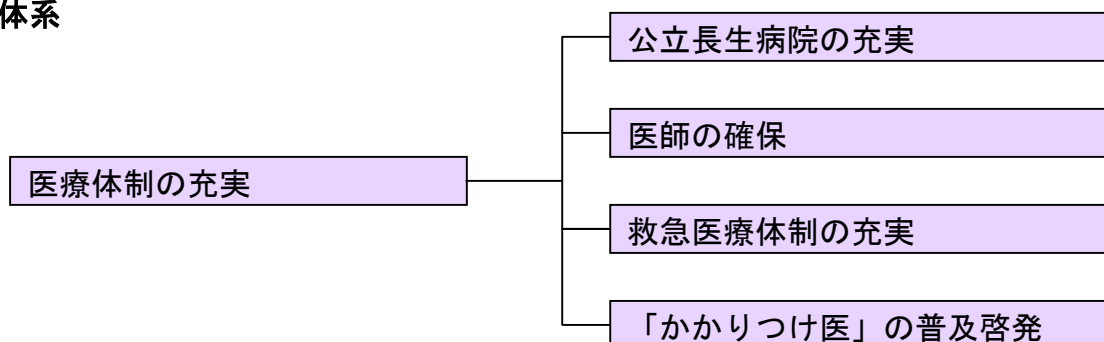
1. 公立長生病院は地域医療の中核病院として、これまで他の地域の医療機関に流出していた患者に対応すべく、住民が身近な所で安心して医療を受けられることを目指して、病院の施設、機能の拡充を図ります。また、現在の施設では、今後、発生する多様な医療ニーズや疾患に対応することが困難であるため、診療機能の強化を推進します。
2. 安定かつ継続的な医師確保に努め、地域の中核病院として住民ニーズに対応できる診療体制の充実に努めます。



3. 公立長生病院の救急医療体制の充実強化の促進を図り、併せて長生地域の救急医療体制の確立に努めます。

4. 病院と診療所の機能分担を図り、連携体制の構築に努めます。

## ◆施策体系



## 事業計画

### ■公立長生病院の充実

1. 高度医療に対応するために、医療機器の整備に努めます。
2. 老朽化している施設設備の整備に努めます。
3. 施設を充実して、急性期医療<sup>38</sup>、リハビリテーション、予防医療の強化に努めます。

### ■医師の確保

1. 内科医、小児科医、産婦人科医、泌尿器科医の増員に努めます。

2. 県、医療機関、医療団体との連携強化を図り、医師派遣体制の確立に努めます。

### ■救急医療体制の充実

休日、夜間などに突発的に発生する傷病者に対応するため、初期・二次救急医療体制の充実を図り、24時間365日対応の救急医療体制の確立について関係機関と連携強化に努めます。

### ■「かかりつけ医」の普及啓発

「かかりつけ医」の普及啓発を行い、病院と診療所の診療機能に関する情報の提供を推進します。

## 主要事業

・公立長生病院の充実

・救急医療体制の充実

## 第7節 社会保障

### 第1項 国民健康保険の安定的運営

#### 現況と課題

高齢化の進行、高度医療技術の進歩等により、医療費は年々増大しています。

国民健康保険は、高齢者・低所得者の加入割合が著しく高いという構造的な問題を抱えているうえ、近年の経済的不況に伴う離職加入者の増加によって保険税収入が伸び悩むなど、厳しい財政状況に置かれています。

こうした中で、国民健康保険の安定的な運営を図る必要があります。

#### ■医療費の適正化

高齢化の進行や、生活環境の変化により被保険者一人当たりの医療費は年々増加する傾向にあります。これを抑制する

ため、「自分の健康は自分で守る」等、健康に対する意識変革を周知する必要があります。

#### ■被保険者資格の適正化

産業構造の急激な変化により、就労の流動化が加速している状況下で、的確に被保険者資格を把握する必要があります。

#### ■収納率の向上

保険税の収納は、国民健康保険制度の運営に大きな影響を及ぼすため、収納率の向上を図る必要があります。

#### ●国民健康保険加入状況の推移

区分 年度	総世帯数 (年度末)	総人口 (年度末) (人)	国民健康保険加入		加入割合(%)	
			世帯数	被保険者数 (人)	世帯数	被保険者数
16	35,823	94,749	19,245	37,741	53.7%	39.8%
17	36,135	94,243	19,328	37,435	53.5%	39.7%
18	36,641	94,258	19,516	37,126	53.3%	39.4%
19	37,217	94,230	19,544	36,749	52.5%	39.0%
20	37,568	94,001	16,082	29,021	42.8%	30.9%

#### ●療養諸費用額負担金の推移

区分 年度	件数		費用額		保険者負担金		被保険者負担金		結核予防 その他の 負担金	前年比 (%)
	前年比 (%)	前年比 (%)	前年比 (%)	前年比 (%)	前年比 (%)	前年比 (%)				
16	356,155	108.6%	6,128,920	110.8%	4,402,427	112.2%	1,637,229	107.7%	89,264	105.3%
17	383,872	107.8%	6,773,201	110.5%	4,852,675	110.2%	1,835,562	112.1%	84,965	95.2%
18	410,798	107.0%	7,048,104	104.1%	5,190,423	107.0%	1,769,678	96.4%	88,003	103.6%
19	433,180	105.4%	7,381,351	104.7%	5,477,234	105.5%	1,815,885	102.6%	88,231	100.3%
20	436,866	100.9%	7,401,320	100.3%	5,376,481	98.2%	1,823,226	100.4%	201,613	228.5%

●国民健康保険給付状況

区分 年度	療養の給付		療養費等		高額療養費	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
16	348,065	4,337,342	8,090	65,085	4,649	460,554
17	375,837	4,784,385	8,035	68,289	5,298	455,521
18	402,627	5,121,652	8,171	68,771	5,807	468,687
19	423,990	5,399,592	9,190	77,643	6,916	500,749
20	426,844	5,299,123	10,022	77,358	8,283	512,663

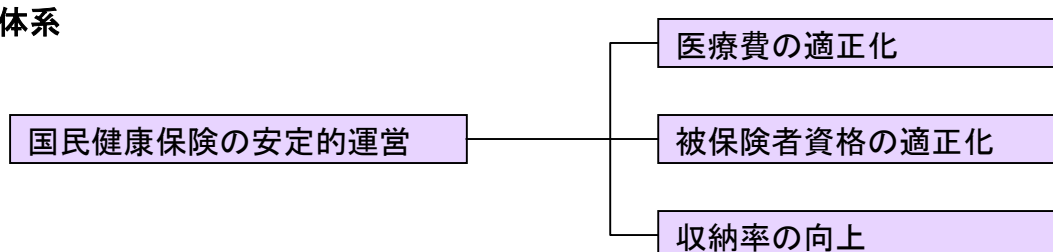
  

区分 年度	出産育児一時金		葬祭給付		合計	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
16	173	51,900	537	38,025	361,514	4,952,906
17	164	49,200	544	38,080	389,878	5,395,475
18	148	48,350	543	38,010	417,296	5,745,470
19	145	50,750	632	44,240	440,873	6,072,974
20	140	49,930	191	10,130	445,480	5,949,204

基本方針

1. 被保険者疾病予防のため、保健事業の推進に努めます。また、関係団体との連携を強化します。
2. 他の医療保険制度との情報連絡を密にし、適正な被保険者資格管理を実施します。
3. 国民健康保険制度の趣旨等を周知し、制度の理解を図り、収納率向上に努めます。

◆施策体系



事業計画

■医療費の適正化

1. 特定健康診査や人間ドックの広報活動を積極的に実施し、疾病予防の意識を啓発します。
2. 診療報酬明細書（レセプト）点検を強化するとともに、医師会や薬剤師会と連携を図り、医療費の適

正化に努めます。

■被保険者資格の適正化

資格の実態調査を強化し、被保険者資格の適正化を図ります。

■収納率の向上

負担の公正を図るため、未納者に対す

る納付相談を積極的に実施しま  
す。

## 第2項 後期高齢者医療制度の適正な運営

### 現況と課題

#### ■制度の周知

後期高齢者医療制度がスタートして3年が経過しましたが、度重なる制度改正などにより、一部に混乱が見られます。このため、被保険者に対する十分な情報提供により、制度の理解と浸透を図る必要があります。

#### ■保険財政の健全運営

健康な長寿社会の実現と保険財政の健全運営のため、保険料収納の確保に努める必要があります。

### 基本方針

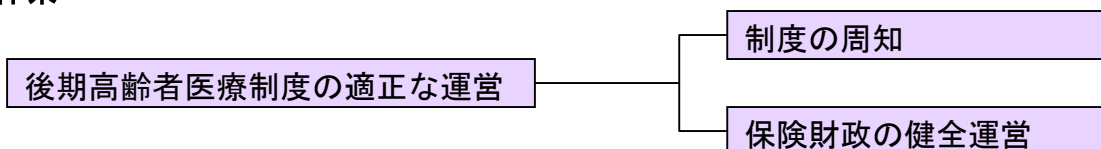
1. 運営主体である千葉県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度についての被保険者への情報提供・窓口相談に努めます。
2. 後期高齢者医療制度の安定的な運営と公平性のため、保険料の確実な収納に努めます。

#### ●後期高齢者医療給付状況

区分 年度	被保険者数 (年平均)	医療給付費			被保険者一人当り医療給付費		
		件数	日数/回数	費用額 (千円)	件数	日数/回数	費用額 (千円)
20	9,264	250,998	524,659	5,941,586	27.1	56.6	641

※平成20年4月から平成21年2月までの状況

#### ◆施策体系



### 事業計画

#### ■制度の周知

千葉県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、情報の提供を図ります。

#### ■保険財政の健全運営

制度の健全な運営のため、収納の確保に努めます。

## 第3項 国民年金制度の啓発と適正管理

### 現況と課題

#### ■制度の周知

日本年金機構と連携して制度の周知を図るとともに、窓口や電話での相談に対し、住民の立場に立って対応する必要があります。

#### ●国民年金加入者の推移

(単位:人)

区分 年度	第1号強制	第1号任意	第3号	合計
16	17,568	181	8,099	25,848
17	17,144	171	7,983	25,298
18	16,617	192	7,814	24,623
19	15,664	225	7,667	23,556
20	15,329	254	7,468	23,051

#### ●国民年金受給権者の推移

(単位:人)

区分 年度	老齢給付	障害給付	遺族給付	福祉年金	合計
16	15,476	939	244	36	16,695
17	16,320	979	225	35	17,559
18	17,248	1017	219	30	18,514
19	18,047	1026	205	30	19,308
20	19,105	1084	180	25	20,394

### 基本方針

国民年金制度についての広報を充実するとともに、未加入者の解消、納付のための啓発活動を推進します。

#### ◆施策体系

国民年金制度の啓発と適正管理

制度の周知

## 事業計画

### ■制度の周知

広報紙やパンフレットを活用し、啓発活動を積極的に実施します。

## 第4項 介護保険制度の充実

### 現況と課題

介護保険制度は、21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みです。

介護保険事業に係る各種施策については、3年ごとに作成する介護保険事業計画に沿って実施しています。今後とも市民ニーズとの調整を図りながら着実に実行していく必要があります。

#### ■介護保険制度の啓蒙・周知

広報紙・ホームページの活用、パンフレットの配布などにより啓蒙・周知に努めてきました。介護保険は、相互扶助の考え方に立ち、公費と保険料により運営される仕組みであり、今後とも市民の制度に対する理解を図る必要があります。

#### ■地域支援事業の充実

高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する必要があります。

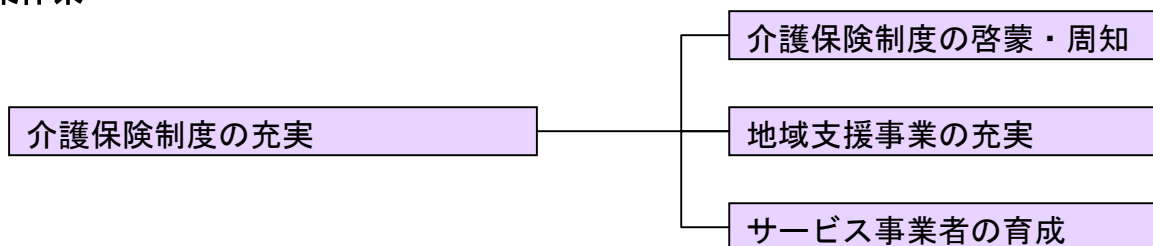
#### ■サービス事業者の育成

介護保険では、多くの事業者が介護サービスを提供しています。しかしながら、利用者の要望は多種多様であり、かつ介護サービスの質の向上が求められていることから、より多くの良質なサービス提供事業者が展開する必要があります。

### 基本方針

1. 高齢者にも分かりやすい方法で、啓蒙に努めます。
2. 地域包括支援センターを中心に、市内に暮らす高齢者が、住み慣れた地域で健康で明るくいつまでも暮らしていけるよう、必要な施策の実施に努めます。
3. 事業者が質、量ともに市民の要望に対応した各種サービスを提供し、創意工夫をもって事業展開できるよう、方策を講じます。

### ◆施策体系





## 事業計画

### ■介護保険制度の啓蒙・周知

広報紙・ホームページ・パンフレットなどを活用し、介護保険の概要と制度全般の周知に努めます。

### ■地域支援事業の充実

現計画の実績や進捗状況を精査するとともに、市民や関係団体、専門家等から

意見を聞きながら 3 年ごとに計画を見直し、計画に基づき事業を実施していきます。

### ■サービス事業者の育成

利用者の要望に合った、良質な介護サービスが提供されるよう、事業者の育成を図ります。

## 主要事業

- ・介護保険制度の啓蒙・周知活動

### ●要介護者数・要支援者数の推移

各年4月1日現在(単位:人)

年	17	18	19	20	21
要支援1	(要支援)	(要支援)	(経過的要介護)	213	222
要支援2	227	262	294	176	264
要介護1	709	817	901	845	770
要介護2	323	357	409	431	453
要介護3	296	351	390	412	441
要介護4	310	320	318	366	372
要介護5	273	283	294	307	367
合計	2,138	2,390	2,606	2,750	2,889

## 用語解説

**22 茂原市ボランティアセンター (56 ページ)**

茂原市社会福祉協議会が設置運営しているボランティアセンター

**23 小域福祉圏 (56 ページ)**

地域福祉・地域社会（コミュニティ）づくりの基本的単位。茂原市では 14 の小学校区を単位として、13 の活動領域に区分されています。

**24 小域福祉フォーラム (56 ページ)**

地域住民（当事者を含む）、自治会、民生委員児童委員、福祉施設その他の福祉事業者、学校、保育所、子ども会、商店街、老人クラブ、医療機関、社会福祉法人、NPO、ボランティア、社会福祉協議会などで構成されるフォーラム。社会福祉協議会がネットワークの構築ととりまとめを行う事務局となり、地域の課題解決へ向け具体的な取り組みを話し合う場のことをいいます。

**25 バリアフリー (56 ページ)**

障害者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策

**26 ふれあいいいききサロン事業 (58 ページ)**

民生委員児童委員やボランティア・自治会などにより組織され、市内 13 地区に設置された地区社会福祉協議会が、それぞれの地域で高齢者などを対象に、保健師相談会・体操教室・敬老祝賀会・子どもとの芸能発表会などを開催し、暮らしをより豊かにしていくためのさまざまな場を提供する事業

**27 ユニバーサルデザイン (59 ページ)**

ユニバーサルとは「普遍的な、全体の」という意味であり、ユニバーサルデザインは「すべての人のためのデザイン」のこと。年齢や障害の有無などに関わらず、設計・製造・建設段階からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

**28 超高齢社会 (63 ページ)**

高齢化率（65 歳以上の人口が総人口に占める割合）が 21%以上の社会

**29 地域包括支援センター (63 ページ)**

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える総合機関として設置されているもの

**30 グループホーム (63 ページ)**

認知症である高齢者が共同生活を営み、それぞれの役割をもって家庭的雰囲気の生活を送ることに、住み慣れた環境で生活を継続することを目指す共同住宅

**31 ケアハウス (63 ページ)**

高齢等により独立して生活することに不安がある 60 歳以上の方が、低額な料金で入所することができ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜の供与を受けることを目的とする施設

**32 適合高齢者専用賃貸住宅 (63 ページ)**

高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定により登録され、厚生労働大臣が定める居室面積など一定の基準に適合するものとして都道府県知事に届け出られているもの

**33 救急基幹センター (77 ページ)**

1 次、2 次救急医療施設によりスクリーニング（振り分け）された重症救急患者に対処するための支援施設

**34 二次救急 (77 ページ)**

初期救急医療機関で入院や手術を必要とすると判断された救急患者や重症患者に対応する医療のこと。病院等が当番制で夜間・休日に対応する輪番制により実施しています。

**35 新医師臨床研修制度 (77 ページ)**

平成 16 年 4 月の医師法の改正により導入された制度で、診療に従事しようとする医師について、医学を履修する課程をおく大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、2 年以上の臨床研修を受けることを義務化したもの

**36 初期救急 (77 ページ)**

救急患者のうち、入院の必要がない軽症者に対し休日や夜間の外来診療を行うこと。具体的には「休日夜間急患センター」や「在宅当番医」がその役割を担います。

**37 三次救急 (77 ページ)**

---

救急車により直接、又は初期・二次救急医療機関から転送される心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷等の重篤救急患者に対する救命医療を行うことを指し、高度な診療機能を持つ「救命救急センター」により実施されています。

**38 急性期医療 (79 ページ)**

急性の疾患が発症して間もない時期で、病状が安定しておらず密度の高い対応が必要とされます。この時期に対応した医療を提供する病院が「急性期病院」です。